

2022 改正点 専任の宅建士 《#739》

【問】 正誤をつけよ。

宅地建物取引業を営む事務所における専任の宅地建物取引士は、賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律の規定により選任される業務管理者を兼務することができない。

【答え】 誤り

《ポイント》 「専任の宅地建物取引士」の専任性について 【発展】

宅地建物取引業を営む事務所における専任の宅地建物取引士が、賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律第 12 条第 1 項の規定により選任される業務管理者を兼務している場合については、当該業務管理者としての賃貸住宅管理業に係る業務に従事することは差し支えない。（宅建業法の解釈・運用の考え方 第 31 条の 3 第 1 項関係）